

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 5 回 総 会

平成 2 7 年 7 月 1 0 日

第5回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成27年7月10日(金)

午前 9時30分～

場 所 熊野市役所2階 第1会議室

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 大 江 愛 久

岡 田 住 夫 室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満

須 崎 誓 晤 栗 原 清 志 杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美

山 口 政 高 辻 本 浩 規 福 岡 淳 史 浦 坪 昇

小 瀬 功 福 山 康 子 栗 須 幹 生

(欠席委員) 大 橋 秀 行

(事務局) 事務局長 山口耕作 農政係長 鈴木 健 係 竹原千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第4条許可審議の件

第3号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 (1) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

(2) 非農地証明願いについて

(3) 特定農地貸付けの承認について

2. その他

(1) 農地法第3条の下限面積について

議 長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は24名であります。欠席の届出は、18番大橋委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第5回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、10番岡田委員、11番室谷委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第5回総会総括表、3条所有権の移転は、1件で畑647㎡、計647㎡でございます。4条は1件で、田44㎡、計44㎡でございます。5条所有権の移転は1件で、田409㎡、計409㎡でございます。5条使用貸借権の設定は1件で、田66㎡、計66㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は4件で、田6,402㎡、畑690㎡、計7,092㎡でございます。非農地証明願いは、1件で、畑716㎡、計716㎡でございます。特定農地貸付けの承認は1件で、田1503㎡、計1503㎡でございます。合計は、10件で田8,424㎡、畑2,053㎡、総合計は10,477㎡でございます。以上です。

議 長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、紀和町小船字倉本前■■■■番、台帳畑、現況畑、面積647㎡でございます。譲渡人は津市■■■■。理由は遠隔地居住による耕作不可のためということでございます。譲受人は紀和町小船■■■■。所有面積は59a、耕作面積は44aです。農作業歴は30年です。通作距離又は時間は徒歩で2分です。世帯員等従事者は1人です。理由は農業経営規模拡大し、梅栽培をするということでございます。

第1号議案の1番については、いずれも申請書の内容等書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委

員よりお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、紀和町お願いいたします。

25番(栗須委員) 25番、栗須です。

第1号議案の第3条所有権移転の1番について説明させていただきます。移転の目的は、先ほど事務局から説明があったとおりです。場所は、小船梅林の一角にあります。譲渡人の■■■■さんは、小船出身の方ですが、現在は津市の方に住まわれています。長年、譲受人となります■■■■さんに梅の栽培を委託していましたが、先の紀伊半島大水害で在所の家も流出し、また高齢のため自身での栽培をあきらめ譲り渡すこととなりました。■■■■さんと■■■■さんは従兄弟関係になります。■■■■さんも梅栽培歴30年のベテランで、地元委員としては何ら問題ないと考えています。従いまして、皆様のご審議をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第4条の規定による農地転用の許可申請につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、五郷町寺谷字大坪■■■■番■■■■、台帳田、現況休耕、面積645㎡のうち44㎡でございます。申請人は被相続人■■■■、相続人五郷町寺谷■■■■ほか5名。転用の目的、施設の内容等ですが駐車場用地で普通自動車4台分ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現

況図（案内図）、土地利用計画図、誓約書、住民票及び戸籍謄本、相続関係説明図、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。第2号議案の1番については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について五郷町お願いいたします。

17番（増田委員） 17番、増田です。

第2号議案の1番についてご説明を申し上げます。

転用の目的は、事務局説明のとおり駐車場用地でありまして、子供の結婚等で家族が増え、車両台数が多くなり駐車スペースが必要となったため、農地法の許可を得て駐車場に転用したいということでございます。現地は、案内図にありますように五郷町寺谷地内で、五郷小学校前の国道309号から山側へ市道を20mほど入ったところでございます。周囲は、申請人の畑と宅地と市道に囲まれており周囲への影響はございません。この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思っておりますので、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので農地部会長さん何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

地元委員の言うとおりで、何ら申し上げることはございません。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。第2号議案農地法第4条の規定による農地転用の許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては、原案を承認す

ることと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

次に、第3号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請及び使用貸借権の設定につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字矢田沖■■■■番、台帳田、現況休耕、面積409㎡でございます。譲渡人は有馬町■■■■。譲受人は井戸町■■■■。転用の目的・施設の内容等ですが、駐車場及び資材置場用地ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図（案内図）、土地利用計画図、誓約書、土地造成図、事業計画書、法人登記事項証明書、定款の写し、議事録の写し、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。次のページをお開きください。

農地法第5条の規定による使用貸借権の設定についての1番、井戸町字栃ノ木■■■■番■■■■、台帳田、現況休耕、面積66㎡でございます。貸渡人は井戸町■■■■。借受人は井戸町■■■■。転用の目的・施設の内容等ですが、倉庫併用住宅用地で、倉庫兼住宅二階建て、建築面積が25.28㎡を1棟新築するということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図（案内図）、土地利用計画図、建築確約書、建物平面図、土地使用貸借契約書の写し、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

第3号議案の1番、使用貸借権の設定の1番につきましては、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。なお、使用貸借権の設定の1番についてですが、平成19年2月9日総会の承認事項で貸渡人■■■■、借受人■■■■で10年間の使用貸借契約を承認されたものでしたが、6月18日双方より解約届が出されております。以上です。

議長 ただいまの第3号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、有馬町お願いいたします。

9番（大江委員） 9番、大江です。

第3号議案の1番農地転用の案件につきまして説明させていただきます。転用の目的につきましては、先ほど事務局より説明があったとおりで、譲受人の■■■■さんが、譲渡人の■■■■さ

んから申請地を売買にて譲り受け、駐車場及び資材置場として使用するということでもあります。現地は案内図にありますように、県道鶴殿熊野線の■■■■から久生屋町方面へ約150m行ったところの海側です。ちょうど■■■■の久生屋寄りでございます。

申請地の周囲は、全て■■■■の所有地となっております。既に資材置場、工事用車両置場、駐車場として利用しております。申請地につきましては、沼地上の土地で耕作不可能な土地でありまして、盛土造成工事の後、石材業にかかる資材置き場等として周囲の土地と一体利用するということがあります。

この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思っておりますので、よろしくご審議下さるようお願いいたします。以上です。

議長 次に、使用貸借権の設定の1番について、井戸町お願いいたします。

7番(松田委員) 7番、松田です。

第3号議案の第5条使用貸借について説明させていただきます。7月1日に農地部会長多川さん、副部会長原田さん、事務局2名、地元委員として森岡委員と私松田の6名が現地調査をいたしました。転用の目的は、先ほど事務局より説明があったとおりで、住宅兼倉庫を建築するもので、借受人は、井戸町在住の方で、貸渡人とは親子関係であります。

今回、申請地を借り受けて、今ある住宅の隣接地に孫らが泊りに来た時の部屋付きの倉庫を新築しようというものであります。

現地は地図にありますように、主要地方道路七色峡線沿いにあった、旧井戸農協支所跡地の前にある■■■■を左折して300mほど入り、■■■■に登る市道を150mほど登った道路沿いでもあります。

申請地の周辺ですが、隣接する農地は、段々畑で貸渡人所有の畑であります。また、前面には市道があり隣接して借受人の宅地に住宅だけあります。この案件につきましては、建築後の家庭排水は借受人が所有する住宅用の既設済み合併浄化槽から側溝に放流するというので、周辺農地への影響はないと思われま。地元委員としては、調査の結果、何ら問題ないと思っておりますのでよろしくご審議下さいますようお願いいたします。

議長 第3号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

第3号議案の農地転用及び使用貸借につきましては、地元委員の言うとおりに何ら問題ないと思います。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。第3号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請及び使用貸借権の設定につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第3号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

次に、承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

なお、承認事項1の1番と2番については、山本委員が借受人となっておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、山本委員の退席をお願いします。

(2番 山本委員退席)

議長 それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、新鹿町字一反田■■■■番■■■、台帳田、現況畑、面積40㎡でございます。利用目的といたしましては柑橘栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、新鹿町■■■■。借受人は新鹿町■■■■。取り扱いは熊野市農地銀行新鹿支店。期間は公告の日から5年間で再設定ということでございます。

2番、新鹿町字一反田■■■■番■■■、台帳田、現況畑、面積56㎡ほか計2筆650㎡でございます。利用目的といたしましては柑橘栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、新鹿町■■■■。借受人は新鹿町■■■■。取り扱いは熊野市農地銀行新鹿支店。期間は公告の日から5年間で再設定ということでございます。次のページをお開きください。

3番、有馬町字観音寺前■■■■番■■■、台帳田、現況田、面積3,161㎡

でございます。利用目的といたしましては水稻栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、有馬町[REDACTED]。借受人は有馬町[REDACTED]。取り扱いは熊野市農地銀行有馬支店。期間は公告の日から5年間で再設定ということでございます。

4番、紀和町矢ノ川字里[REDACTED]番、台帳田、現況田、面積1,304㎡ほか計2筆3,241㎡でございます。利用目的といたしましては野菜栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、大阪府大阪市[REDACTED]。借受人は紀和町板屋[REDACTED]。取り扱いは熊野市農地銀行紀和支店。期間は公告の日から3年間で新規ということでございます。

承認事項1については、いずれも農地の全ての効率的利用等、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番と2番について、新鹿町お願いいたします。

2番（坂口委員） 2番、坂口です。

承認事項1の1番、2番についてであります。この案件につきましては、再設定でございますので何ら問題はないと思います。新姫の栽培をしております。よろしくお願いいたします。

議長 次に、3番について、有馬町お願いいたします。

11番（室谷委員） 11番、室谷です。

承認事項1の3番であります。再設定でございますので問題ないと思います。また、借受人の[REDACTED]さんですが、農協に勤めながら熱心に農業を営んでおり、地元委員としては何ら問題がないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 次に、4番について、紀和町お願いいたします。

22番（浦坪委員） 22番、浦坪です。

この案件の土地につきましては、国道311号線に面してありまして集落のど真ん中に位置しております。圃場整備もし、鳥獣害のネットもしており、2枚で3,241㎡ということでございますが、極めて作業効率の良い圃場となっております。所有者の[REDACTED]氏が隣の方に昨年まで耕作を依頼していたわけでございますけれども、今年から耕作をできないということでありまして、

何とかできないものかということに困っていたところでございますけれども、ふるさと公社より高菜栽培をしたいというようなことでお話がありまして、地区としても結構なことであり取りまとめを行ったところでございます。今回の認定申請をさせていただくに当たって農業振興課と話をさせていただき具体的に進めておるわけでございますけれども、何卒よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いします。

(なし)

議長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。

(山本委員入室着席)

議長 次に承認事項2 非農地証明願いについてを議題といたします。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、遊木町字城山■■■■番■■■■、台帳畑、現況山林、面積155㎡ほか計3筆716㎡でございます。出願者は遊木町■■■■。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、60年前及び47年前に願出人の父が、農地としての管理が困難なため植林したということでございます。添付書類といたしまして、現況図(案内図)、現況写真、年輪写真、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。承認事項2については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果、また、現地は農振農用地区域外であり、樹齢が20年以上経過していることから、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいた

します。1番について、新鹿町お願いいたします。

3 番（山本委員） 3番、山本です。

承認事項2について説明させていただきます。

現地は、遊木町内の狼煙場登り口から、住宅の間の急な坂道を上り、更に山道を歩いて20分くらいの所にあり、昔は畑であったと思われる石積みも残っておりますが、申請地も周囲も樹齢30年から60年以上もある檜などの森林になっております。申請地については、昔は畑でありましたが、60年前と47年前に申請人のお父さんが植林してしまったということでございます。先ほども言いましたが、申請地も周囲も全て森林化しています。非農地証明の基準に照らし合わせても、地元委員としてはなんら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの承認事項2につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

（なし）

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

7月1日の雨の日でございましたけども、地元委員、副会長と事務局2名と大変えらい坂を、道なき道を登った獣しか通ってないところでした。周りはみな山で手入れがされていないので余計に悪いです。これは致し方ないと思います。今後こういう場所が、二木島なんかを見てもらったらわかりますけども、バイパスの下側については畑というのはわかりますけども、国道から上側は畑やら何やらわからないというような感じがしてきております。こういう天気のいい日はともかくとして、雨の日はちょっと事務局の方へも迷惑かけるなと思います。今後何かいい方法があったら考えていきたいなと思っておりますのでどうかよろしくお願いいたします。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。承認事項2非農地証明願いについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議 長 ご異議なしとのことですので、承認事項2につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に承認事項3 特定農地貸付けの承認についてを議題といたします。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。この案件は、特定農地貸付制度を利用して市民等に農地を貸し付けるという初めての事案ですので、まずは、特定農地貸付けに関する概要を事務局に説明させます。事務局。

事務局（農政係長） 今回、熊野市が市民農園を開設するため、農業委員会に特定農地貸付に関する農地法の特例に関する承認申請を行いましたので概要について説明いたします。お手元に特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律の概要というのを配布させていただいておりますので、それに基づいて説明させていただきます。

市民農園とは、農地を複数の区画に分け、農業を職業としない利用者に貸し、利用者は余暇として割り当てられた区画で農作業を行うもので、遊休農地対策につながる農地利用促進の1つの方法ということでもあります。

この市民農園開設にあたって生じる農地の権利については、特定農地貸付法に基づく貸借で、地方公共団体、農協、土地所有者、その他法人などの市民農園の開設者が、農業委員会の承認を受け市民農園を開くことができます。この法律を適用することで、農地法第3条の権利移動について適用除外となります。

今回は、カラーで配布した特定農地貸付法のしくみの中の一番上の1、地方公共団体及び農業協同組合の場合に当たります。説明しますと、市民農園の開設者が地方公共団体や農協の場合は貸付規程を作成し、農業委員会へ承認申請を行い、承認を受けた後、農地所有者から地方公共団体などを通じて、売買や貸借をします。その後、市民農園を開設して、農園利用者に貸し付けます。

2番3番については実施主体いわゆる農園の開設者が農地所有者であったり、農地を所有していないNPOや企業などが開設する場合の方法が載っております。

今回の開設の申請者は熊野市ですので、熊野市が貸付規程を作成し、これを添付して熊野市農業委員会に申請を出し、承認を受けた後、農地所有者から農地を借り受けて熊野市が市民農園として運営することとなります。

特定農地法には貸し付けの要件がございますので要件を説明します。

一つ目に、利用者への貸し付けが10アール、1,000㎡未満であること。二つ目に、相当数の者を対象に定型的な条件で行われるものであること。三つ目に、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付であること。四つ目に、5年以内の農地の貸付であること。

総会ではこれらの基準に適合するかどうかを審議していただきます。その後、次の四つの要件に該当すると認めるときには承認するものとします。一つ目は特定貸付を行う農地の周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、その農地が適切な位置にあって、妥当な規模を超えないもの。二つ目が特定農地貸付を受ける者いわゆる利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正であること。三つ目が貸付期間や適切な利用を確保する方法などの、特定農地貸付の有効かつ適正なものであること。四つ目は、特定貸付を行う農地がすでに誰かに貸し付けるなど小作を行っていないことなどを審議していただきます。以上本法律の概要を簡単に説明させていただきました。

議長 それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、紀和町矢ノ川字里■■■■番、台帳田、現況田、面積1,503㎡でございます。利用目的といたしましては、市民農園を開設するということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、愛知県名古屋市■■■■。借受人は熊野市長河上敢二。区画数は14区画で、1区画の面積は80㎡、貸付方法は賃借権です。対象者は、市内居住者及び都市部居住者です。承認事項3については、特定農地貸付法第3条第3項第1号から4号に定める承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、紀和町お願いいたします。

22番（浦坪委員） 22番、浦坪です。

承認事項3の案件でございますけども、当該地は311号線の矢ノ川の天理教分教会より200mほど板屋方面に行ったところを左に曲がりまして下りたところが当該地でございます。先ほども利用権設定の時にお話ししましたが、圃場整備もされており、周囲が防護柵ネットということで極めて耕作条件のいい田圃でございますけども、耕作をしていただいた方が、利用権設定の案件と同じように神戸の方へ行かれまして、どうしても今年からできな

いということで非常に心配していたわけです。そこで農業振興課からこの話がございまして、本人さんにもそういうことで貸してやってくださいませんかというような話をさせていただきました。快諾をいただきながらきたわけでございますけどもまさに渡りに船ということでございます。そういうことで承諾をいただいて今回の申請になったところでございますけども、今事務局より説明をしていただきましたけども、1,500㎡の田圃を14区画に分けて貸し出しするというところでございます。特に地元農業委員としては問題がございませんし、折角の好条件の田圃でございますので利用していただいたらと思っている次第でございます。所有者からは無償で使用貸借という形で利用の契約を許可が下り次第締結させていただくというような話になっておるようでございます。そういうことで地元委員としては特に問題はございません。何卒よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上です。

議長 ただいまの承認事項3につきましては、地元委員さんからは、承認については、特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

11番（室谷委員） 特定農地貸付けの定義で、概要の①ですが、10アール未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行われることとなっております。これは1区画について10アール未満ということですか。

事務局（鈴木係長） 今、室谷委員からご指摘のありました区画は、1区画が10アール未満ということですか。

11番（室谷委員） わかりました。

25番（栗須委員） 同じく今の概要の定義の中で、3番目の貸付け期間が5年を超えないこととなっているんですが、これというのは再設定ができるわけなんですか。

事務局（鈴木係長） 今回は、貸付の期間は、承認を得て3月31日までです。その後最大2年ということで設定しております。この5年というのは最大が5年ということになりますので、この期間で貸付期間が終わるということになります。

議長 ほかにございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。

承認事項3特定農地貸付けの承認についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長　ご異議なしとのことですので、承認事項3につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、その他事項で、農地法第3条の下限面積についてを議題といたします。前回の総会において皆さんからご意見を聞かせていただいたところ、一つ目に、どの地区をどういう理由で、何アールにするのかという説明がないと漠然と下げるといっただけでは検討のしようがない。二つ目に、今年の農林業センサスの結果が出てからその結果を基に検討するというのも一つの方法ではないか。三つ目には、農地法施行規則第17条第2項の、設定区域及びその周辺の地域における農地の保有及び利用の状況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とするという規定を基に、見直しをしてはどうか。というご意見が出されました。

本日は、これらのご意見を基に、今の時点で見直しをするべきか、あるいは、農地法施行規則第17条第2項の規定により見直しをしてはどうかということであれば、どの地区を何アールに設定するのかということと、またその理由についてご提案をいただき議論を進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

22番(浦坪委員)　今3点ほど議長の方から課題について提起されたことをいただいたわけでございますけども、この総会でもって議論するというのはちょっと困難なような気がしますので、事務局である程度整理して、こういうことならば可能だというような方法、こういうものをある程度資料として提出していただいて、これが農地部会になるか農振部会になるかわかりませんが、そのへんで一つの議論を集中させるような機会を設けては如何なものかと思っておりますけども。

17番(増田委員)　資料をいただいて、私なりに考えてみたんですけども、一つは、今見直しができるということと今見直しをすべきかどうかということは分けて考えるべきだと思います。一つは近隣市町とのバランスの問題、御浜町は下限面積が50アール一本で、熊野は町別に分けて最大50アールから10アールまでということがあるということですね。色々議論を聞かせていただいている限りにおいては、何故下限面積の変更が必要であるかどうかというのが余り見えないんです。唯一なるほどなと思ったのは、農地部会長の多川さんが、例えば移住者が、家に付いている農地が、例えば10アール以下で

あって、宅地及び家は取得できても農地はなかなか買えないということがあるということで、移住者対策と農業振興の面も含めて、例外的に認めたらどうかというような発言を前回いただきました。例えばそういうことについて事務局の方で具体的に実行可能かどうか、悪用されるのを防止するための方策はどういうことがあるかということについて検討いただいたらどうかというふうに私は考えておりました、全体的な見直しについては、農林業センサスの結果を待って、もう一度見直しすべきかどうか検討したらどうかなど思っております。

議 長 お二方の意見が出ましたが、ほかにご意見ありませんか。
(な し)

議 長 浦坪委員から、事務局の方で素案を練ってくれたらどうかというお話がありました。そして増田委員からは、空家を都会の人が買い求めて移住して来ると、その場合に菜園のような畑とか、そういうことも検討してはどうかというご意見がありました。お説のとおり、全国的にどこも田舎は一緒ですが、空家へ入ってくれたら人口が増えるし、過疎対策にもなりますし、そういう特別なものを如何に優先するかとか色々な対策、これは重要な問題だと思います。私も、そういう県下の状況も農業会議の会議員からも聞かされておりますが、皆さんは地元を代表して農業委員に立候補なり推薦なりされて出てきたわけですから、よその地区のことを考える前に、市議員は市全体のことをはっきりさせますけど、やはり地元のことは主になって一生懸命に働くということが多いんです。私は、ずっと眺めておって、改選前ですが、紀和町の合併前の農業委員会の会長であった辻本さんに合併とともに副会長をしていただいたわけですが、地元の浦坪さんと、そんなことは地元では問題になってないじゃないかという同士討ちみたいな話を傍で承っておって、地区ではそんなに問題になっていなくても全体を眺めて浦坪さんは発言をされておるんだなというように承っておるわけですが、あるいは辻本さんが間違ったことを言って、本当に切実な問題が紀和地区に存在するのかわかりませんが、それぞれ地元がどれだけの要望があるとか一番大事で、よそのことはわかりにくいですから、二木島の方は二木島のことを最初に考えられるでしょうし、紀和の方は紀和のことを考えるし、私ども事務局とすれば、お隣の御浜町とか紀宝町も十分参考にして、あるいは県全体の空気とか色々なものを参考に、早急にやらなければならないことなのかと。まさしくじき

に見直しの時期が来るわけですから。先ほども出たようにセンサスの後で検討するのか、下限面積を減らすということありきとして考えるのかというのは私はどうかと思いますし、全体を眺めてどうあるべきかということを実際に考え、そして先ほどの空家を買って来る人、そういう場合とは事情が違う買い方をされた方、元々農地法によって移転手続きが、登記ができないのを知りつつ買ったわけでしょうから、今登記ができないから困っているというのは何件もあると思います。早く登記しとかなかったら代が変わったらややこしくなるということもよくわかりますし、そういうことも含めて公平に、慎重に考えていかんならんと思います。ほかの方からご意見がなかったから、お二方の両論を事務局で専門委員会あるいは部会、正式の部会のある農業委員会は農地部会でやるでしょうけど、この場合は正式の部会ではありませんので一本でやっても差し支えない。そういう制度の中で便宜的に部会を設けておりますので、それも含めて色んなことをもう1回慎重に、あるいは皆さんのご意見を伺いながら、検討していくということはどうでしょうか。

私の申し上げたことはわかりにくかったかもしれませんが、検討を部会でやるかあるいは検討会でやるか、それをここで決めといていただきましょうか。

どうでしょうか、農地部会でやるのか、それとも新たに検討委員会を作ってやるのか。

- 11番（室谷委員） 議長の言われたように検討会を別に作ってやっていただいたら結構やと思うんですが、別段面積の見直しというのか検討については、各地区から見直してほしいという要望があるとか、農業委員会というのは主に農業振興のためにあると思うんです。そういう中で各地区の面積を、各地区の委員の方が、要望があっても面積を見直してほしいと、各地区からこういう事情でうちの地区は下限面積を変更してほしいと、その事情がこういう事情ですよというのがわかって、それが農業振興に合致しているかということが大前提なものですから、それで検討に入ってもらう方がよろしんじゃないかと思うんです。別段面積の見直しのある地区については、それ相応の意見を出してもらって検討してもらう方がいいと、それについては各地区で検討して見直したんやというようになれば出してもらって・・・。

議長 承りました。浦坪委員どうぞ。

- 22番（浦坪委員） 今おっしゃったように、必要性がそこまで来るとるんやなという

ようなこともありますよね。その中でセンサスの問題もありますけどもそういったことをクリアしながら可能かどうかということを経務局として問題点を整理していただいて、そこはこういうことで改めんならんとということがあれば、そういう研究をしながら、報告をいただきながら審議していくという方法がいいんじゃないかと思うんですけど。具体的に言うと、農業振興というとらまえ方をしなければならないということでもありますけども、一途にそれだけではないというとらまえ方もあると思うんです。そのへんは、繰り返しますけども必要性和課題の整理ということでたたき台のような形で整理していただいて、それを検討会というんですかその中で論議をしていただいて、この地区についてはどのような問題点があるよというように逐次整理しながらもっていくという方法にしてはどうかというふうに思います。ちょっと抽象的な言い方で申し訳ないです。

事務局 たたき台を作るにあたってのお願いなんですけど、農林業センサスの結果に基づいて資料を作れというのであればできますけども、第2項の事情を考慮した見直しのたたき台というのは、事務局で考えられる範囲というのはかなり限られてくると思いますので、できれば各地区の委員さんから、今日のこの場でなくてもよろしんですけども、色んなご意見、また、どこを、現在何アールを何アールに見直したらいいんじゃないかということとその理由を意見としていただければたたき台を作りやすいんですけども、なかなか事務局の職員だけで全体を見回すのが難しいかなと思うところがありますので、協力を頂ければありがたいと思います。

議長 事務局とか、私は会長を仰せつかっておるわけですけど、各地区で深刻なそれほど下限面積を減らしてくれという声が聞こえてこないんですよ。少数派の人はそういうことに現に直面しとる、登記ができないというような闇売り買いしとるような僅かな人がおると思いますけど、それを救済するというのは、元々農地法の許可があって売り買いできるものを許可を受けんと売り買いしとるわけですから、それを助けていかんならんとという例と、そうではなくて本当にこれから真面目に新たに入って来たいという人には下限面積を下げてもらったら買えるという両面があります。この前出た、買っとるけど何年も登記ができんというのは、その人たちは知りつつしとるわけですから。お隣が5反歩を守っているのに、続きの熊野市が急に大々的に下げていくというのも如何なものかと思えますけど。政治は、国会議員が審議して法律が

できているんですけど、必ずしも全部がええとは限らず改正をしてもらわなければならない、時代に即応しないということも出てくるので、改悪でなく改正していくべきものは大いに主張したらいいし、国民に与えられた権利です。下限面積を農業委員会で審議をするということも許されておるんで、皆さんのご意見が多数であったらここで決まるわけですから。けどそんなに深刻な要望ということが多いのかどうか。地元でそれぞれ地元の意見を考えたらどういう結果が出るのか。特別委員会を作るとか検討委員会を作るとかあるいは部会でやるにしても、やはり地元の意見を参考にしてたたき台の結論を出さんならんと思います。

9 番（大江委員） 議長すみません、わからないところがあるので教えてほしいんですけど、例えば親が持っている土地を兄弟で分けて遺産相続する時に、この条件は適用されるんですか。

事務局（鈴木係長） お答えいたします。相続の場合は、農地法の3条は適用されません。

1 番（多川委員） 先ほどから各地区の思惑が出やんと話をしておりますけども、先ほど事務局が言いましたように農林業センサスの結果が出てからやるのが一番ベターやないかと思います。各地区からどういうふうに下げて欲しいというような話があればそれも含めた中でやって欲しいなと思います。ただ単に事務局と特定の人達で決めるということよりもそれの方がいいんじゃないかと思います。

1 4 番（須崎委員） この前も話をさせてもらったように私たちの金山町では、500m位の市道を改修したんです。その中に親が家と土地を買って住んでいるけど、土地が5反歩なかったら登記できないということでまだ登記ができていない。売った方の子供が登記を見たら移っていないのでうちのだというようなことで、だけど買った方はお金を払っているというような案件が何件もあって大変困ったような状況です。農業委員会でできるものなら発案して、熊野市でも5反、3反、2反というところもあるらしいので。パイロットの農地も初めは200町歩あったんですけど、現在は100町歩くらいに減っていった。学校とか温泉とか色々なものによって変わっていった。だから他所の地区のように見直しをしていただきたいというご意見をいただいているので、一つよろしくお願ひしたいと思います。

議長 今あなたが言われた、売買を無視して買った人は金も払ってないのに作っ

ているはずがないので、それは法律の問題で、そんなこと責任は農業委員会は持てないですけど。

14番（須崎委員） 現実の説明をただで、責任を持ってくれとは言ってません。

議長 言わなくても、それをここで出される以上は、そういうことがあるんでというのは、それが原因で登記ができのと違うんで、現実にそういうことがあるというのは参考にして、この土地付きの空き家を買うという問題も検討せんらんで、その時にそういうこともあるということ参考にして考えるべきかと思います。

14番（須崎委員） そのまま終わってしまったんでは困るので、現実こうやと、大変困っているんやということ言わしてもらいましたので、責任持ってくれとは一言も言っていないです。

議長 責任持てと言ったとは一言も言っておりません。けどそういう場合についての諸問題は法の問題ですから、解決できると思えますよ。証拠がなかったら負けると思えますけども、正しいものばかりが勝てるということはないので、非常に今複雑です。

（もういいという声あり）

議長 それでは次の農業委員会総会で皆さんの地区の考え方をあらためてお伺いしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

（異議なし）

23番（小瀬委員） 参考までに聞きたいんですけど、下限面積は御浜町や紀宝町も同じなんですか。

事務局 9ページに資料があります。

23番（小瀬委員） わかりました。

議長 繰り返しますが、次の総会で各地区のご意見をお伺いします。

これをもちまして本日の総会に附議された議案、承認事項等はすべて議了いたしました。ほかに何かございませんか。

ほかになかったらこれで終わります。ご苦労様でした。

（閉会 午前10時52分）